

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
情-KI-017	防衛省次世代情報通信戦略に係る技術支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年3月3日(火) (10:30)

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年1月28日(水) 12:00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
1～2人	1	

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及

び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

(4) 入札に関する条件（仕様書1.3.3 a）～d）に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.4.1）～b）1～3）に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和8年 1月 30日（金） 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

(4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和8年 2月 13日（金） 12:00 までに提出しなければならない。

(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 2月 27日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。

(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

調達要求番号：

仕様書			
件名	防衛省次世代情報通信戦略に係る技術支援 役務	仕様書番号	
		変更年月日	
		作成年月日	令和7年12月25日
		作成部署	整備計画局サイバー整備課

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省次世代情報通信戦略に係る技術支援役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、法令等を除く引用文書に定める事項が、本仕様書と異なる場合は、本仕様書に定める事項を優先する。ただし、契約後、当該文書に改定があった場合は、その適用について別途協議する。

a) 法令等

- 1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 2) 知的財産基本法（平成14年法律第122号）
- 3) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 4) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20）
- 5) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第14550号。令和5年7月3日）
- 6) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）（防整サ第14551号。令和5年7月3日）別添「注意」
- 7) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁第137号。令和4年3月31日）（以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 8) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）

1.3 役務実施における必要な条件

1.3.1 組織に関する要求

- a) 契約相手方は、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について」（通達）の調達における情報セキュリティ基準適合者であることを証明すること。
- b) 契約相手方（契約相手方の連結親会社、連結子会社及び持分法適用会社を含む。）は、本役務において進捗管理の対象となる情報システムの設計、製造、構築、借上及び維持に係る事業の契約相手方ではなく、本役務の役務期間完了後においても当該事業に従事しないものとする。
- c) 契約相手方は、日本国内に本社を有するものとする。
- d) 契約相手方は、企業において取り扱う情報資産を適切に保護するために情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を自社で取得しているものとする。

1.3.2 従事者に関する要求

- a) 契約相手方は、本役務の確実な実施を担保するためのプロジェクト体制を整えるものとする。
- b) 本役務の従事者には、防衛省・自衛隊の業務系システム、指揮系システム及びクラウドシステムの調達、設計及び構築に対する技術支援の実績を有する者を含めるものとする。
- c) 本役務の従事者には、米軍等の情報通信システムとの相互運用性に係る知見を有する者を含めるものとする。
- d) 本役務の従事者は、戦術データリンク及び衛星通信に係る知見を有する者を含めるものとする。

1.3.3 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 本役務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）は、契約の履行に必要な情報を適切に取り扱える者であること。
- b) 前記 a) の業務従事者が本役務を履行するために必要な次の資格又は同等の経験、業績等を有すること。

1) 実施責任者

情報処理技術者（プロジェクトマネージャ）又はPMP（プロジェクトマネジメントプロフェッショナル）の資格を有すること。

2) その他の業務従事者

以下の資格を有する者を含めること（同一人物が全ての資格を有することを求めるものではない。）。

- ・情報処理技術者（ITストラテジスト）
- ・情報処理安全確保支援士又はC I S S P
- ・情報処理技術者（システム監査技術者）

- c) 前記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記 a) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2. 本役務に関する要求

2.1 目的

本役務は、令和7年7月に策定された防衛省次世代情報通信戦略について、民間の有する知見の活用を踏まえ、現状分析、課題整理、解決策の提示、ロードマップ策定等を通じて、着実に実現するための支援役務として要求を行うもの。

2.2 実施場所、役務期間、役務実施スケジュール

2.2.1 実施場所

実施場所は、市ヶ谷駐屯地・基地の施設内、要求元の指示する場所及び要求元から承認された場所とする。

2.2.2 役務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）とする。

2.2.3 役務実施スケジュール

項目	令和7年度	令和8年度			
	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四
報告書		☆中間報告	☆中間報告		★成果報告
2.3.4.1 (※)	↔				
2.3.4.2 (※)	↔				
2.3.4.3 (※)	↔				

図1 事業スケジュール ※ 当該番号は、本仕様書における項番を指す

2.3 本役務の内容

2.3.1 実施計画書等の作成

2.3.1.1 実施計画書の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するため、実施計画書を作成すること。

2.3.1.2 実施体制表の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するための体制整備を行い、実施体制表及び役務従事者名簿を作成し、官の承認を得ること。また、実施体制又は役務従事者に変更が生じる場合は、遅滞なく体制表又は名簿を提出し、官の承認を得ること。

2.3.2 役務の進捗管理

契約相手方は、作業全体及び各業務の進捗を把握できる進捗管理表を作成し、役務のプロジェクト管理を行う。

2.3.3 実施計画書の変更

実施計画書に変更が必要な場合は、要求元の下承を得るものとする。

2.3.4 役務実施事項

契約相手方は、次に示す役務を実施すること。

2.3.4.1 防衛省次世代情報通信戦略を踏まえた在るべき姿の整理

本戦略に基づく構想の実現に向けて、既に官側で実施した将来構想や必要な事業の整理に対し、情報通信分野における技術革新のスピードを踏まえた各種技術の実現可能性や実装可能な時期等も考慮した上で、改めて事業の精査を行うこと。また、要すれば新たに必要と考えられる事業の提案も合わせて行うこと。その際、以下の点を反映すること。

a) 内局・各幕・他省庁等における構想及び各種検討の情報収集及び本役務への反映

内局・各幕・他省庁等における将来構想、事業整理及び各種検討等（防衛省クラウドにかかる検討、暗号にかかる検討、新たな防衛情報通信基盤にかかる検討等）の成果を反映するため、ヒアリングや必要な関連会議に参加し、本役務の遂行に必要な情報を収集すること。

b) 諸外国軍における動向の調査及び本役務への反映

米軍等、諸外国における計画、動向等を調査し、その結果を反映すること。

c) 民間における次世代情報通信技術の反映

あらゆる分野における民間の次世代情報通信技術を調査し、その結果を反映すること。

d) 在るべき姿の検討

前3項の成果を踏まえ、防衛省次世代情報通信戦略に基づく構想を実現した際の在るべき姿を検討すること。

2.3.4.2 事業の課題及び論点整理並びに解決策の提示及びロードマップの作成

前項にて整理した事業に対し、課題及び論点整理をした上で、解決策の提示及び実現に向けたロードマップを作成すること。この際、事業の精査を行うとともに、要すれば新たに必要と考えられる事業を提案すること。

2.3.4.3 事業の推進に係る各種支援

前項にて整理したロードマップの実現に向け、各幕各機関・他省庁へのヒアリングや必要な会議に参加し、本役務の遂行に必要な情報を収集し、事業の進捗管理を行う。また、本事業に関し、官側において必要となる各種文書の作成の支援を行うこと。

2.3.5 中間報告書の作成

契約相手方は、令和8年4月末（基準）及び令和8年7月（基準）において、進捗状況をまとめた中間報告書（その1）及び（その2）を作成するものとする。中間報告書の構成については官側と調整の上、作成をすること。

2.3.6 成果報告書の作成

契約相手方は、本役務の成果について成果報告書を作成するものとする。成果報告書の構成については官側と調整の上、作成をすること。

2.3.7 調整会議

契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区において、週1回を基準として週次定例会を実施し、進捗状況、課題及びリスク等を官に報告すること。なお、週次定例会は議事録を作成すること。

3. 品質保証

3.1 監督・検査

監督・検査については、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4. その他

4.1 提出書類

契約相手方は、表1に示す提出書類を官側に提出し、確認を得るものとする。

表1 提出書類

番号	名称	部数	提出先	提出時期(基準)	媒体
1	実施計画書	1部	整備計画局 サイバー整備課	契約締結後 速やかに	電子媒体 (DVD-R)
2	中間報告書(その1)	1部	整備計画局 サイバー整備課	令和8年4月	電子媒体 (DVD-R)
3	中間報告書(その2)	1部	整備計画局 サイバー整備課	令和8年7月	電子媒体 (DVD-R)
4	成果報告書	1部	整備計画局 サイバー整備課	令和9年2月	電子媒体 (DVD-R)
5	知的財産管理報告書	1部	整備計画局 サイバー整備課	令和9年2月	電子媒体 (DVD-R)

4.2 法令等の遵守

契約相手方は本役務の履行に当たり、著作権法等を遵守し、履行すること。

4.3 情報保証

契約相手方は本役務の履行に当たり、防衛省の情報保証に関する訓令、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達)、リスク管理枠組み(RMF)におけるセキュリティ管理策について(通知)及び情報システムにおけるリスク管理枠組み(RMF)実施要領等について(通知)を考慮するものとする。

4.4 情報保全等

4.4.1 保護すべき情報の取り扱い

情報の保全

契約を履行する一環として収集、整理、作成等を実施して得られた情報の取扱い

- a) 契約相手方は、業務関係書類の作成等を会社で行う場合、使用するパソコンについては、情報の流出について万全を期すため、ファイル交換ソフトをインストールしないものを使用するとともに、ウイルス対策ソフトをインストールした上で、ウイルス定義ファイルを常に最新のものとすること。また、業務従事者等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。なお、第三者を従事させる場合も同様とする。
- b) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報(情報セキュリティ通達第2項

第1号に規定する情報をいう。)その他の非公知の情報(以下「保護すべき情報等」という。)の取扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき(保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて)、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報(情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。)として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 発注者の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 発注者が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- c) 保護すべき情報については表2のとおりとする。

表2 保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	留意事項
1	今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	1以外の情報で、別途官が指定する「注意」、「記入後注意」(情報を記入したものに限り)、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「一部非開示」等が記載された情報		

4.5 立入制限区域への立入

契約相手方は、立入制限区域へ立ち入る必要が生じた場合は、官側に申請の上、許可を得なければならない。

4.6 知的財産の取扱い

知的財産権については、次による。

- a) 契約相手方は、本契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。)又は技術上の知識に関し第三者が契約の相手方に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- b) 契約相手方が、前項に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約の相手方に対してその損害につき賠償を請求することができる。
- c) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属等に関し疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。
- d) 契約相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された著作物(契約相手方の固有の技術資料(契約の相手方が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。)に係る著作物を除く。)の著作権(著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同じ。)について、官側に提出したときに、全ての権利(著作権法第27条及び第28条に規定す

る権利を含む。)を、官側に譲渡する。

- e) 契約相手方は、**d)**項により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物について、著作権者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。また、契約の相手方は、当該著作物の著作権者が契約相手方以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。
- f) 契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利（技術資料（技術上の成果(文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。)を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。)以下同じ。)を利用及び処分する権利。以下同じ。)は、官が有する。ただし、当該技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料の利用及び処分に関する権利は、契約相手方が有する。また、契約相手方が第三者から提供を受けた技術資料のうち、引き続き当該第三者に利用及び処分に関する権利が帰属するものについては、当該第三者が権利を有する。
- g) 官側は、本契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された契約の相手方の固有の技術資料に係る著作物につき、本契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この項において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その著作物を防衛省の内部において利用し及び複製することができる。ただし、当該著作物のうち契約の相手方の指定するものの複製を除く。
- h) 官側は、契約相手方から、**d)**項により官側が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- i) **g)**項にかかわらず、契約相手方は、官側の使用に供する目的で、**d)**項により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- j) 契約相手方は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書を作成し、納期までに官に提出するものとする。
 - 1) 契約相手方が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）（出願中又は申請中のものを含む。）
 - 2) 官に提出された技術資料に含まれる契約相手方の固有の技術資料及び **g)**項で定める契約相手方の指定する著作物

4.7 官側における支援

契約相手方は、本役務の履行にあたり、次の必要な事項について官側の支援を受けることができる。

- a) 本役務に必要な官側資料等の貸与又は閲覧等
- b) 本役務に必要なデータの提示
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水等の使用及び操作に関する事項
- d) その他官側が必要と認めたもの

4.8 仕様書に関する疑義

本仕様書に疑義が生じた場合には、速やかにその旨を契約担当官等と協議するものとする。